

東日本高速道路株式会社供用約款新旧対照表（令和6年4月1日改正）

（下線は変更部分を示す。）

新	旧
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（料金の徴収）</p> <p>第3条 利用者は、所定の料金の徴収施設において、会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。その際、運転者は法第24条第4項の規定により <u>公衆の閲覧に供された</u> 通行方法に従うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第11条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（料金の徴収）</p> <p>第3条 利用者は、所定の料金の徴収施設において、会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。その際、運転者は法第24条第4項の規定により <u>公告された</u> 通行方法に従うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第11条（略）</p>